

オランダ王国における知的財産訴訟制度（特許訴訟制度）の調査結果（報告）

法務省大臣官房司法法制部
部付 砂 古 剛

1 調査の目的及びインタビュー先

(1) 調査の目的

知的財産戦略本部で策定された知的財産推進計画2013ないし2016においては、紛争処理機能の在り方の検討のため、法務省は、特許権侵害訴訟やADRを始めとする知的財産関係紛争処理システム全体を対象に、諸外国の知財事件担当裁判所やそこでの知的財産訴訟制度を中心に、我が国の法体系との異同を踏まえた所要の調査を実施し、公表することとされている。

上記計画に従い、法務省は、これまで、ドイツ、米国、英国及びフランスにおける知的財産訴訟制度の内容及び運用状況について現地調査を実施し、調査結果を法務省ホームページに掲載して公表してきた。平成28年度は、オランダにおける知的財産訴訟制度について現地調査を行った。

(2) インタビュー先

本報告書の内容は、以下の訪問先の裁判官及び弁護士（大学教授）に対するインタビューに基づいている。

① ハーグ高等裁判所知財部

Rian. Kalden 上席判事

Peter. H. Blok 判事

※ いずれもハーグ地方裁判所知財部の経験あり

② Hoyng Rokh Monegier 法律事務所

Willem Hoyng 弁護士兼ティルブルク大学教授

Frank Eijsvogels 弁護士

③ フレッシュフィールドズ法律事務所

Rutger Kleemans 弁護士

④ Rasser De Haan 有限会社

Jacobus C. Rasser 弁護士

2 オランダにおける特許訴訟制度の概要

(1) 特許権の種類

オランダにおける特許権には、2種類のものがある。一つはオランダ国内特許であり、オランダ特許庁に対する出願・審査を経て付与されるものである。もう一つは欧州特許であり、欧州特許条約に基づき、欧州特許庁に対する出願・

審査を経て、出願人が指定する複数の指定国で特許が付与されるものである。オランダが指定国の場合、その欧州特許は、オランダ国内においてオランダ国内特許と同一の効力を有し、また、その欧州特許の侵害および有効性は、オランダの国内法令によって処理される¹。

(2) 管轄等

オランダでは、特許権に関する訴訟の第一審についてはハーグ地方裁判所 (Rechtbank) が専属的管轄を有しており²、2017年3月現在、9名の裁判官が知財部において特許訴訟を専門的に担当している。

控訴審については、ハーグ高等裁判所 (Gerechtshof) が管轄を有しており、さらに法律問題については最高裁判所 (Hoge Raad) に上告することができる。

(3) 手続の種類

特許権侵害に関しては、特許権者は、被疑侵害者に対し、特許権侵害の差止請求等の訴訟を提起することができる。反対に、被疑侵害者は、特許権者に対し、特許権の無効確認訴訟や特許権の取消訴訟を提起することができる。

訴訟手続のほかは、特許権者は、裁判所が暫定的な判断を示すコルト・ヘディング (Kort Geding) と称する仮処分手続や、Seizure と称する知的財産に関する証拠保全手続³を申し立てることができる⁴。

訴訟手続は、裁判官3人の合議体によって審理され、それ以外の手続は、1人の裁判官が審理している。

(4) オランダの特許権侵害訴訟手続の主な特徴

ア 侵害差止請求訴訟が中心

オランダでは、特許権者が特許権侵害訴訟を提起する場合は、通常、差止請求のみがされ、損害賠償請求がされることは少ない。損害賠償については、差止請求についての判決を踏まえ、当事者間の合意で解決することが多い。その理由として、①企業は、既に発生した損害の填補よりも、差止請求による損害の拡大防止を重視していること、②オランダの裁判所では、特許権侵害の有無について迅速に判断がされるため、差止請求が認められれば損害額は多額にならず、損害賠償請求をするだけの必要性に乏しい上、損害論は複

¹ Article 49, the Dutch Patents Act, 1995 (Rijkswet van 15 december 1994, houdende regels met betrekking tot octrooien – DPA)
http://english.rvo.nl/sites/default/files/2013/12/ROW95_ENG_niet_officiële_vertaling_0.pdf

² Article 80, DPA

³ EU の 2004 年知財エンフォースメント指令を受け、導入された。

⁴ このほか、EU の 2004 年知財エンフォースメント指令を受け、被疑侵害者を審尋せずに暫定的に差止を認める制度 (ex parte preliminary injunctions) が導入されたが、被疑侵害者が以前に差止判決を受けたにもかかわらず侵害を繰り返しているなど、緊急性が高く例外的な場合にのみ認められているとのことである。

雑であり、時間とコストをかけて審理するのは割に合わないことが挙げられていた。

イ 二元的制度（バイファーケーション）の不採用

オランダの特許権侵害訴訟においては、裁判所は特許の有効性についても審理・判断することができ、ドイツにおけるような、特許権の侵害の有無と有効性を別個の訴訟手続で審理・判断する二元的制度（バイファーケーション）は採用されていない。

いずれのインタビュー先においても、バイファーケーションは問題が多く、採用すべきではないとの意見が強く述べられていた。すなわち、特許権者は、一般的に、特許の有効性を審理する場面においては、特許権の範囲を狭く主張し、特許権侵害の有無を審理する場面においては、特許権の範囲を広く主張する傾向がある。したがって、特許の有効性と侵害の有無を別個に審理・判断した場合、判断の整合性が確保できなくなるおそれがある上、特許権者を不当に有利に扱うことになりかねない。また、特許権を侵害しているとして差止請求が認容された後に、同一の特許について無効の判断がされた場合、既に認容された差止請求が誤っていたことになり、混乱が避けられない。これらの理由から、特許権侵害の有無と特許の有効性は、同一の手続において同一の裁判官によって審理・判断されるべきとのことであった。

ウ 迅速かつ計画的な審理

オランダの特許権侵害訴訟の第一審の平均審理期間は15か月であり、諸外国と比較して審理が迅速とのことである。これは、後述する促進審理（accelerated proceedings）の運用によるところが大きい。促進審理においては、弁論終結に至るまでの期日及び書面等の提出期限があらかじめ裁判所によって定められ、極めて計画的な審理が実施されている。

インタビュー先の弁護士からは、ハーグ地方裁判所は、迅速に質の高い判断を示し、かつ審理が計画的で予測性が高いことから、国際的にも評価が高く、アップル・サムスン事件のように、グローバル企業間の国際的な特許侵害訴訟においても、最初に訴訟を提起する国の一つとして選ばれることが多いとのコメントがあった。

3 知財事件の統計

オランダには、知財訴訟の公式な統計が存在しない。もっとも、知財事件を専門的に扱う Hoyng Rokh Monegier 法律事務所から、同事務所が保有しているデータベースに基づき、知財訴訟の統計に関して以下の情報（無効率を除く。）を得ることができた。

(1) 事件数について

2012年から2016年までの間の、ハーグ地方裁判所における知財訴訟の事件類型ごとの事件数は、以下のとおりである。

| | 特許権 | 商標権 | 意匠権 | 著作権 |
|-------|-----|------|-----|------|
| 2012年 | 43件 | 137件 | 30件 | 133件 |
| 2013年 | 37件 | 121件 | 23件 | 95件 |
| 2014年 | 42件 | 102件 | 15件 | 91件 |
| 2015年 | 26件 | 95件 | 13件 | 96件 |
| 2016年 | 27件 | 78件 | 17件 | 85件 |

近年、事件数が減少傾向にあるが、その要因として訴訟費用の敗訴者負担の問題が挙げられていた。オランダでは、EUの2004年知財エンフォースメント指令を受け、知財関係訴訟の訴訟費用について敗訴者負担とする制度が導入され、敗訴者に対し、弁護士費用を含む勝訴者が訴訟に要した実費全額の負担が命じられるようになった。このため、特に、多額の弁護士費用を要する特許関係訴訟において、敗訴当事者に対し、相手方当事者が支出した高額な訴訟費用の負担が命じられることになり、敗訴した場合のリスクの予測が困難となり、これが訴訟提起を躊躇させているのではないかと指摘があった。訴訟費用の負担の予測性を高めるため、現在、裁判所において、特許関係訴訟において認めるべき訴訟費用の額のガイドラインの策定が検討されているとのことである⁵。

(2) 審理期間

2012年から2016年までの間の特許関係訴訟の平均審理期間は15か月である。

(3) 勝訴率及び無効率について

特許権者の勝訴率については、2012年から2016年までの間の特許権侵害訴訟件数のうち、特許権者が勝訴した件数が占める割合は33%とのことである。

特許権の無効率、すなわち、特許権の有効性が争われた事件のうち特許権が無効と判断された割合については、インタビューした裁判官から、非公式にはあるが、2016年に特許権の有効性が争われた6件のうち、3件が全部無効、2件が一部無効と判断されたとの情報提供を受けた（無効率は83%ということになる。）。

もっとも、勝訴率及び無効率については、多種多様な個別の事案について裁判所が判断した結果を集積したものに過ぎず、このような勝訴率又は無効率に

⁵ 特許以外の知的財産については、既に訴訟費用のガイドラインを作成しているとのことである。

よって裁判所がアンチ・パテントかプロ・パテントかを論じることには意味がないとの意見が強く述べられていた。

4 促進審理⁶について

オランダの特許権侵害訴訟の第一審においては、原告は、通常の民事訴訟審理のほか、より迅速な促進審理を申し立てることができ、実際のところ、特許侵害訴訟においては、ほぼ全ての事件において促進審理が実施されているとのことである。

促進審理は、ハーグ地方裁判所の内部規則によって定められており、訴訟提起からおおよそ12か月から16か月で判決に至る⁷。

訴訟当事者は、最初に提出する訴状又は答弁書において、関連する主張と証拠を全て提出することが求められ、その後は、相手方が提出した主張及び証拠に対する反論及び立証しか認められない⁸。

裁判所は、原告の申立てにより、促進審理を許可するが、許可の通知において、その後の主張・証拠の提出期限等のスケジュールが定められる⁹。インタビュー先の弁護士から、一例として、以下のスケジュールが示された。

- 5月12日 裁判所による促進審理の許可
- 6月28日 被告への訴状・証拠の送達
- 9月27日 被告による答弁書（抗弁・反訴提起を含む）・証拠の提出
- 12月6日 原告による反論書面（抗弁・反訴に対する反論）・証拠の提出
- （翌年の）4月20日¹⁰ 裁判所による口頭ヒアリング
- 口頭ヒアリングの2か月後に判決

口頭ヒアリングの期日においては、裁判官から積極的に質問がされ、活発な口頭議論が行われている。実際に期日を傍聴する機会を得たが、双方当事者がそれぞれ自己の主張について口頭でプレゼンテーションをした後、裁判官が質問を投げかけ、当事者が答えるという形で議論がされていた。

オランダでは、以上のような計画的な審理が安定的に実施されており、訴訟を利用しようとする当事者にとって判決を得るまでのスケジュールの予測性が高く、

⁶ 促進審理導入の経緯については、石原直樹「オランダにおける特許訴訟の実情について」『アメリカ、イギリス、ドイツ及びオランダにおける特許訴訟の実情』法曹会 241 頁に詳述されている。

⁷ 通常の審理では、20か月から30か月を要するとのことである。

⁸ もっとも、控訴審では、新たな主張・証拠の提出が認められるとのことである。

⁹ 期日の設定に当たっては、あらかじめ双方の代理人間で調整がされるとのことである。

¹⁰ 期日の4週間前までであれば主張・立証の追加が認められている。

高い評価を得ているとのことである。

5 コルト・ヘディングについて

前記2(3)で述べたとおり、コルト・ヘディングは、裁判所が暫定的な判断をする仮処分手続であり、特許権侵害のケースでは、特許権者が、被疑侵害者に対し、暫定的な差止請求をすることが多いとのことである。

コルト・ヘディングで示される判断は暫定的な判断であり、その後の訴訟手続における判断に対する拘束力は認められていない¹¹。

審理のスケジュールは、裁判所によって定められ、通常6週間から8週間で裁判に至る¹²が、必要に応じてもっと早く審理されることもある。手続を利用するには、緊急性の要件を満たす必要があるが、実際はかなり広く認められているとのことである。

主張する事項に制限はなく、被疑侵害者は、訴訟手続と同様に特許権の無効を主張することもできる。

立証のハードルは訴訟手続よりも低く設定されているが、実際は、訴訟手続と同レベルの立証が求められるようである。裁判官が事件の複雑性を理由に審理を拒否することはなく、相当複雑な事件もコルト・ヘディングにおいて審理されているとのことである¹³。

審理は非公式に行われ、活発な口頭議論が行われるとのことである。弁理士や専門家のヒアリングが行われることもあるとのことである。

6 証拠収集手続について

(1) 手続の概要

オランダでは、訴訟前の証拠保全手続として、従前から、民事訴訟法¹⁴に基づく訴訟前の証人尋問手続¹⁵及び専門家意見の聴取手続¹⁶があったが、EUの2004年知財エンフォースメント指令を受け、民事訴訟法の改正により、**Seizure**と呼ばれる知的財産に関する証拠保全手続が新設された。**Seizure**により、特

¹¹ もっとも、コルト・ヘディングで示された判断は、その後の本案訴訟でも維持されることが多いとのことである。このため、国際企業間で複数国において特許侵害訴訟が提起された場合、最も早く示されるコルト・ヘディングの判断が、他国で係属している訴訟においても参考にされることがあるとのコメントがあった。

¹² 主張とヒアリングを4週間行い、その後、2週間から4週間で裁判所が判断しているとのことである。

¹³ 裁判官は非常に熱心であり、決定書が70から80ページに及ぶこともあるとのコメントもあった。

¹⁴ The Dutch Code of Civil Procedure (Wetboek van Burgerlijke Rechtsvordering - RV)
http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=228264

¹⁵ Article 186 RV

¹⁶ Article 202 RV

許権者は、特許権の被疑侵害製品を差し押さえるなどして保全することができる。

Seizureの申立件数は少ないとのことである。その理由として、Seizureを申し立てる必要があるのは、被疑侵害製品を市場で入手できない場合に限られるが、多くの場合は、被疑侵害製品を市場から調達できることが挙げられていた。

Seizureは、証拠を保全する手続と、特許権者が保全した証拠にアクセス（閲覧・入手）する手続の2段階に分かれている。

(2) 証拠保全の手続¹⁷

まず、証拠を保全する手続についてであるが、特許権者は、申立てに際し、裁判所に対し、合理的に収集可能な証拠により、特許権が侵害され又は将来侵害される可能性を立証するとともに、保全すべき証拠を特定することが求められる。裁判所は、申立日又はその翌日に決定をし、手続を開始する場合は、相手方の同意又は裁判所の許可がない限り、特許権者は保全された証拠にアクセスすることができない旨を決定する。保全の方法としては、①被疑侵害製品をビデオで録画するなどして詳細に記録する方法、②被疑侵害製品のサンプルを取得する方法、③被疑侵害製品そのものを差し押さえる方法等がある。

手続は、相手方当事者の関与なく進行するが、相手方当事者は、特許権者による申立てが予想される場合は、裁判所にプロテクティブ・レター（protective letter）を提出し、反論することができる。

証拠保全の手続は裁判所事務官によって行われ、裁判所事務官は、利害関係のない弁理士などの専門家の支援を受けることができる。相手方の秘密保持の観点から、特許権者と接触することは禁止されており、特許権者は、保全手続に立ち会うことはできない。裁判所事務官は、証拠保全をした日から3日以内に、手続の結果を記載した報告書を作成するが、報告書中に保全した証拠の内容の詳細は記載されない。

(3) 保全した証拠にアクセスする手続¹⁸

相手方が、保全された証拠に特許権者がアクセスすることを同意しない場合、特許権者は、裁判所に対し、証拠へのアクセスの許可を申し立てる必要がある。この手続には、被疑侵害者も関与することができる。特許権者は、申立てに際し、合理的に収集可能な証拠により、特許権が侵害され又は侵害されるおそれがあることを立証しなければならない¹⁹。また、アクセスする証拠を特定することも必要であり、当該証拠が紛争に関連する理由とともに、相手方が当該証拠を保有する可能性を立証する必要がある。

¹⁷ Article 1019b-d RV

¹⁸ Article 843a, 1019a, RV

¹⁹ 証拠の保全手続よりは高度の立証が求められる。

特許権者による上記立証が認められた場合は、次に、相手方の主張に基づき、機密情報であることを理由に証拠へのアクセスを制限するか否かを審理する。この点、オランダでは秘密保持命令等の制度がなく、審理に際して特許権者側が当該情報を閲覧することができないため、裁判所は機密情報該当性の判断に苦慮している旨のコメントがあった。

7 損害賠償について

特許権者は、特許権侵害者に対し、侵害によって被った損害（得べかりし利益を含む。）又は侵害者が侵害製品によって得た利益について損害賠償請求をすることができる²⁰。懲罰的損害賠償は認められていない。

前記2(4)アのとおり、オランダでは、裁判所は、特許権侵害差止請求訴訟において侵害の有無を判断し、損害賠償については、多くの場合は当事者間の和解により解決している。したがって、裁判所が損害賠償について判断を示すことは少なく、損害額の認定等について確立した手法はないとのことである。

8 和解について

オランダでは、通常の民事訴訟においては、裁判官が当事者に対し心証を開示をして和解を勧奨することがよくあるようであるが、特許権侵害訴訟においては、一般的に、裁判所は和解の勧奨をせず、勧奨するとしても心証は開示しないとのことである。

その理由として、特許権侵害訴訟では、国際企業が複数国の裁判所において訴訟を提起することが多く、当事者が、和解をするよりも、早期に判決を得て他国の訴訟を有利に展開することを考えているからではないかとのコメントがあった。

9 訴訟費用（弁護士費用）について

オランダでは、知財訴訟の弁護士費用を含む訴訟費用は敗訴者負担とされており、敗訴者は、原則として、勝訴者が訴訟追行に要した費用全部を負担する義務を負う²¹。前記3(1)のとおり、このことが、紛争当事者に訴訟提起のリスクの計算を困難にさせ、訴訟件数の減少の要因になっているのではないかとのコメントがあった。

特許訴訟に要する弁護士費用については、事件の内容に応じて6万ユーロから50万ユーロを要するとのことである。

10 ADRについて

²⁰ Article 70(5), DPA

²¹ Article 1019h, RV

オランダでは、特許関係紛争の解決方法としてADRが利用されることはほとんどないとのことである。その理由として、オランダでは、訴訟手続が迅速かつ裁判所の判断も安定しており、ADRを利用するメリットに乏しいからではないかとのコメントがあった。紛争当事者が機密性を保持したまま紛争を解決したい場合は、ADRを利用するメリットがあるが、利用の実態は不明とのことである。

1.1 その他

(1) パテント・トロールについて

オランダでは、パテント・トロール（特許権を実施することなく、製造者等に対して特許権侵害訴訟を提起し、多額の和解金を得ること等を業とする者）による訴訟提起の例はあまり見られないとのことである。パテント・トロールによる侵害差止請求を認めるか否かは、権利濫用の有無の観点から検討することになるのではないかとのコメントがあった。

(2) 欧州統一特許裁判所について

欧州統一特許裁判所については、英国のEU離脱問題のため、一時準備が進んでいなかったが、早ければ2017年秋に、遅くとも2018年初頭には発足するのではないかとのコメントがあった。

また、欧州統一特許裁判所の発足後しばらくは、欧州統一特許裁判所と国内裁判所の双方が利用されると考えられるが、双方の優劣が比較された上、いずれはどちらかに利用が収束していくのではないかとの予測が述べられていた。欧州統一特許裁判所の成功の可否については、悲観的な見方と中立的な見方の双方があったが、いずれにしても、裁判官をどのように選出するかにかかっているとの意見が多かった。裁判官を知財訴訟に習熟した国から中心に選出するのであればよいが、知財訴訟の経験の多寡にかかわらず、参加国から平等に裁判官を選出するとなると、裁判の質を確保することが困難になるのではないかとの意見があった。

1.2 調査を終えての所感

オランダ国民は合理性を尊び質実剛健と言われるが、そのような国民性は、侵害差止請求訴訟に特化して、計画的かつ迅速な審理を実施しているオランダの知財紛争処理システムにも現れているのではないかと感じた。審理の迅速性・計画性及び判断の安定性によって紛争当事者による訴訟提起の予測性を高め、国際的に高い評価を受けているオランダの知財紛争処理システムは、陪審制によって極めて高額な損害賠償が認められることのある米国のシステムとある意味で対極にあるのではないかとも思われるが、我が国の知財紛争処理シス

テムの在り方を検討する上でも、参考になるのではなかろうか。

以 上